

平成 27 年度当初予算  
成立後発出

(案)

厚生労働省発雇児\*\*\*\*第\*\*号  
平成 27 年 \* 月 \* 日

指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
市区町村長

厚生労働事務次官

平成 27 年度保育所等整備交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「平成 27 年度保育所等整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成 27 年 4 月●日から適用することとされたので通知する。

平成 27 年度保育所等整備交付金交付要綱

(通則)

- 1 平成 27 年度保育所等整備交付金については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、保育所等及び保育所機能部分の新設、修理、改造又は整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、保育所待機児童の解消を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために指定都市、中核市又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村整備計画（以下「整備計画」という。）に基づいて実施される保育所等及び保育所機能部分に関する施設整備事業に交付する。

(定義)

- 4 この交付要綱において「保育所等」及び「保育所機能部分」とは、次の表に定める施設をいう。

区分	定義
保育所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項に基づき設置される同法第 39 条第 1 項に規定する保育所</li> <li>・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）（以下「認定こども園法」という。）第 17 条第 1 項に基づく認可を受けることができる幼保連携型認定こども園において、児童福祉施設としての保育を実施する部分</li> <li>・ 平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」に基づき設置する保育所分園</li> </ul>
保育所機能部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定こども園法第 3 条第 1 項に基づく認定を受けることができる幼保連携型認定こども園以外の認定こども園のうち、同条 2 項第 1 号又は第 4 項第 1 号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する保育所機能部分（幼稚園と保育所機能部分の定員の合計が 20 人以上の場合に限る。）</li> </ul>

5 この交付要綱において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに保育所等、保育所機能部分を整備すること。</li> <li>(地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を活用して、定員30名までの小規模な保育所を整備する事業を含む。)</li> </ul>
修理	大規模修繕等	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存施設について、平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること。</li> <li>地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業(以下「耐震化等整備事業」という。)においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事</li> <li>② その他必要と認められる上記に準ずる工事</li> </ul> </li> </ul>
改造	増築 増改築 改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。</li> <li>既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。</li> <li>既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>*改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。</li> <li>*地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備(増改築及び改築)については、平成20年6月12日雇児発第0612010号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。</li> </ul> </li> </ul>
整備	老朽民間児童福祉施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人が設置する施設について、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に準じて改築整備(一部改築を含む。)をすること。</li> </ul>

6 交付金の交付の対象となる事業は、次の表の①の施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠により、③欄に定める設置主体が設置する事業とする。

① 施設の種類	対象事業	② 設置根拠	③ 設置主体
(1) 保育所等	施設整備	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は学校法人 (幼保連携型認定こども園を構成

			する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人であって、当該保育所の施設整備を行う場合に限る。） (以下「社会福祉法人等」という。)
(2) 保育所機能部分	施設整備	認定こども園法第3条2項第2号又は第4項第1号	社会福祉法人又は学校法人(幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が、当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。)

(交付金の対象除外)

7 この交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他施設整備として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、指定都市、中核市又は市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるために交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 6の(1)の事業(保育所等)

ア 「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村(財政力指数が1.0未満の市町村及び財政力指数が1.0以上であって、平成26年4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ平成27年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表2-1で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に3分の2を乗じた額を算出する。

(ロ) (ア)により算出した額の合計額と(イ)により算出した額の合計額と市町村が保育所等に対して補助した額の合計額を比較していずれか少ない方の額を選定し、交付額とする。

イ ア以外の場合(改築、老朽民間児童福祉施設整備及び大規模修繕等に限る。)

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位

ごとに、別表1-1、別表1-2、別表2-2で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に2分の1を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の合計額と(イ)により算出した額の合計額と市町村が保育所等に対して補助した額の合計額を比較していずれか少ない方の額を選定し、交付額とする。

(2) 6の(2)の事業(保育所機能部分)

ア 市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備に限る。)

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-3、別表2-5で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-3で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に2分の1を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の合計額と(イ)により算出した額の合計額と市町村が保育所等に対して補助した額の合計額を比較していずれか少ない方の額を選定し、交付額とする。

イ ア以外の場合(大規模修繕等に限る。)

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-4で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-4で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に2分の1を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の合計額と(イ)により算出した額の合計額と市町村が保育所等に対して補助した額の合計額を比較していずれか少ない方の額を選定し、交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

9 次の表に掲げる保育所等及び「保育所機能部分」の施設整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、別表2-3、別表2-4、別表2-6、別表2-7「交付基準額表」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。

ただし、対象となる保育所等及び「保育所機能部分」が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2-1、別表2-2、別表2-5「交付基準額表」中、A地域の基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

①	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条第 2 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合
②	過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合
③	山村振興法（昭和 40 年法律第 64 条）第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 14 条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前 3 か年度内の各年度に係るものを合算したものの 3 分の 1 の数値が 0.4 未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。）
④	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設

（交付金の概算払）

- 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合において、国の支払計画承認額の範囲内において概算払することができるものとする。

（交付の条件）

- 11 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。
- （1）事業の内容のうち、整備計画に記載された建物等の用途を変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。
  - （2）整備計画に記載された事業を中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
  - （3）整備計画に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。
  - （4）この交付金に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙 3 の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。  
ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
  - （5）市町村は社会福祉法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
    - ア （1）～（3）に掲げる条件  
この場合において、「地方厚生（支）局長」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

イ 事業により取得し、又は効用の増した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

ウ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

エ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙 7 の様式により速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(6) (5) により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

(7) 事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税又は地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(8) 事業者が (5) により付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

12 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 東京都以外

ア 市町村の長は、別紙 1 の様式による申請書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

イ 道府県知事は、別紙 1 の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めるときは、地方厚生（支）局長が別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(2) 東京都

ア 市町村の長は、別紙 1 の様式による申請書に関係書類を添えて、都知事が定める日までに都知事に提出するものとする。

イ 都知事は、別紙1の申請書を受理したときは、関東信越厚生局長が別に定める日までに関東信越厚生局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

13 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、12に定める申請手続に従い、別に指示する日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

14 地方厚生(支)局長は、12又は13による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(状況報告)

15 市町村は、交付金の対象となった施設整備事業に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により平成27年12月末日現在の状況を平成28年1月15日までに、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して地方厚生(支)局長に報告しなければならない。

(実績報告)

16 この交付金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 東京都以外

ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、当該市町村の属する道府県の知事を経由して、別紙6の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

イ 道府県知事は、別紙2の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めるときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11の(2)(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は平成28年4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

(2) 東京都

ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、都知事が定める日までに都知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、都知事を経由して、別紙6の様式による報告書を関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

イ 都知事は、別紙2の事業実績報告書を受理したときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11の(2)(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は平成28年4月10日のいずれか早い日までに、関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。



(交付金の返還)

- 17 地方厚生(支)局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 18 特別の事情により、8、12、13、15 及び 16 に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1-1

## 算 定 基 準

(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
保育所等	本體工事費	<p>ア 別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>※1 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業、山村振興法(昭和40年法律第64条)第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。</p> <p>※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、保育所の開設準備に必要な費用及び新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に必要な費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。※1、※2について同上。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1-2

算 定 基 準  
(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
保育所等	本体工事費	<p>大規模修繕等その他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次のいずれか低い方の価格を基準に厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積もり</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>
	仮施設整備工事費	大規模修繕等（耐震化整備事業を含む。）については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 1 - 3

算 定 基 準

(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
保育所 機能部分	本體工事費	<p>ア 別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>※ 1 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条に規定する沖縄振興計画に基づく事業、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 条）第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画に基づく事業、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。</p> <p>※ 2 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して 0.08 を乗じて得た額を加算する。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。※ 1、※ 2 について同上。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1-4

算 定 基 準  
(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
保育所 機能部分	本体工事費	<p>大規模修繕等その他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次のいずれか低い方の価格を基準に厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積もり</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>
	仮施設整備工事費	大規模修繕等（耐震化整備事業を含む。）については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県		北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県		栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県		徳島県・愛媛県・福岡県・大分県	
定員20名以下	62,000	68,300	59,000	64,900	55,900	61,500	52,900	58,200
定員21~30名	65,100	71,600	62,000	68,300	60,500	66,500	57,500	63,200
定員31~40名	75,700	83,200	71,100	78,200	68,000	74,900	65,100	71,600
定員41~70名	86,200	94,900	81,700	89,900	77,200	84,900	74,100	81,500
定員71~100名	112,000	123,200	107,500	118,200	101,400	111,500	96,900	106,600
定員101~130名	134,700	148,200	128,700	141,500	121,100	133,200	116,500	128,200
定員131~160名	155,900	171,500	149,800	164,800	140,800	154,900	134,700	148,200
定員161~190名	177,100	194,800	169,500	186,500	160,500	176,500	151,400	166,500
定員191~220名	196,800	216,500	189,200	208,200	181,700	199,800	169,500	186,500
定員221~250名	218,000	239,800	208,900	229,800	198,400	218,200	186,200	204,900
定員251名以上	242,300	266,500	230,200	253,200	219,500	241,500	208,900	229,800
放課後児童クラブ専用室の併設加算	9,400							
特殊附帯工事	9,400							
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)							
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算							
定員20名以下	32							
定員21~30名	25							
定員31~40名	21							
定員41~70名	18							
定員71~100名	15							
定員101~130名	13							
定員131~160名	12							
定員161名以上	11							
土地借料加算	14,100							
地域の余裕スペース活用促進加算	標準				都市部			
	2,000				2,200			

※1 平成27年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料補助加算については、新たに土地を貸借して保育所を整備する場合に加算すること。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	東京都		神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県		千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県		徳島県・愛媛県・大分県	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	81,900	90,100	77,900	85,600	73,900	81,300	69,800	76,800
定員21～30名	85,900	94,500	81,900	90,100	79,900	87,800	75,900	83,400
定員31～40名	99,800	109,800	93,800	103,200	89,800	98,800	85,900	94,500
定員41～70名	113,800	125,200	107,900	118,700	101,900	112,100	97,800	107,600
定員71～100名	147,800	162,600	141,800	156,100	133,800	147,200	127,800	140,600
定員101～130名	177,800	195,600	169,800	186,800	159,800	175,800	153,800	169,200
定員131～160名	205,800	226,400	197,700	217,600	185,800	204,400	177,800	195,600
定員161～190名	233,800	257,200	223,700	246,200	211,800	233,000	199,700	219,700
定員191～220名	259,800	285,700	249,800	274,800	239,800	263,800	223,700	246,200
定員221～250名	287,800	316,600	275,800	303,400	261,800	288,000	245,800	270,400
定員251名以上	319,800	351,700	303,800	334,200	289,800	318,800	275,800	303,400
放課後児童クラブ専用室の併設加算	12,300							
特殊附帯工事	12,300							
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)							
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算							
定員20名以下	32							
定員21～30名	25							
定員31～40名	21							
定員41～70名	18							
定員71～100名	15							
定員101～130名	13							
定員131～160名	12							
定員161名以上	11							
土地借料加算	18,600							
地域の余裕スペース活用促進加算	標準				都市部			
	2,600				2,900			

- ※1 平成27年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## 別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,241	1,366	1,638	1,802
定員21～30名	1,408	1,549	1,858	2,044
定員31～40名	1,877	2,065	2,478	2,726
定員41～70名	2,362	2,598	3,117	3,429
定員71～100名	3,331	3,664	4,397	4,837
定員101～130名	3,997	4,398	5,276	5,805
定員131～160名	4,997	5,497	6,596	7,256
定員161～190名	5,997	6,597	7,916	8,708
定員191～220名	6,996	7,696	9,235	10,159
定員221～250名	7,996	8,796	10,555	11,610
定員251名以上	8,996	9,896	11,875	13,062

※1 平成27年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎓以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,210	2,432	2,918	3,209
定員21～30名	2,698	2,968	3,562	3,918
定員31～40名	3,271	3,598	4,318	4,749
定員41～70名	4,543	4,997	5,997	6,596
定員71～100名	6,815	7,496	8,995	9,895
定員101～130名	8,178	8,996	10,795	11,875
定員131～160名	10,223	11,245	13,494	14,844
定員161～190名	11,177	12,295	14,753	16,229
定員191～220名	13,040	14,344	17,213	18,934
定員221～250名	14,903	16,393	19,672	21,639
定員251名以上	16,766	18,443	22,130	24,344

※1 平成27年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎓以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。



別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

## 交付基準額表

## ■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県		北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県		栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県		徳島県・愛媛県・福岡県・大分県	
定員20名以下	46,500	51,200	44,200	48,600	41,900	46,100	39,700	43,700
定員21～30名	48,800	53,700	46,500	51,200	45,400	49,900	43,100	47,400
定員31～40名	56,700	62,400	53,300	58,600	51,000	56,200	48,800	53,700
定員41～70名	64,700	71,100	61,300	67,400	57,900	63,700	55,600	61,100
定員71～100名	84,000	92,400	80,600	88,700	76,000	83,600	72,600	79,900
定員101～130名	101,000	111,100	96,500	106,100	90,800	99,900	87,400	96,100
定員131～160名	116,900	128,600	112,400	123,600	105,600	116,100	101,000	111,100
定員161～190名	132,800	146,100	127,100	139,900	120,300	132,400	113,500	124,900
定員191～220名	147,600	162,300	141,900	156,100	136,300	149,800	127,100	139,900
定員221～250名	163,500	179,900	156,700	172,400	148,800	163,600	139,600	153,600
定員251名以上	181,700	199,800	172,600	189,900	164,600	181,100	156,700	172,400
放課後児童クラブ専用室の併設加算	7,000							
特殊附帯工事	7,000							
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)							
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算							
定員20名以下	24							
定員21～30名	18							
定員31～40名	16							
定員41～70名	14							
定員71～100名	11							
定員101～130名	9							
定員131～160名	9							
定員161名以上	8							
土地借料加算	10,600							
地域の余裕スペース活用促進加算	標準				都市部			
	1,500				1,700			

※1 平成27年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料補助加算については、新たに土地を貸借して保育所を整備する場合に加算すること。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して保育所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体外工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	東京都		神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県		千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県		徳島県・愛媛県・大分県	
定員20名以下	61,400	67,600	58,400	64,200	55,400	60,900	52,400	57,600
定員21～30名	64,400	70,800	61,400	67,600	59,900	65,900	56,900	62,500
定員31～40名	74,900	82,300	70,400	77,400	67,400	74,100	64,400	70,800
定員41～70名	85,300	93,900	80,900	89,000	76,400	84,100	73,400	80,700
定員71～100名	110,900	122,000	106,300	117,000	100,300	110,400	95,900	105,500
定員101～130名	133,300	146,700	127,300	140,100	119,800	131,800	115,300	126,900
定員131～160名	154,300	169,800	148,300	163,200	139,300	153,300	133,300	146,700
定員161～190名	175,400	192,900	167,800	184,600	158,900	174,700	149,800	164,800
定員191～220名	194,900	214,300	187,300	206,100	179,900	197,800	167,800	184,600
定員221～250名	215,800	237,400	206,800	227,500	196,400	216,000	184,300	202,800
定員251名以上	239,800	263,800	227,800	250,600	217,300	239,100	206,800	227,500
放課後児童クラブ専用室の併設加算	9,200							
特殊附帯工事	9,200							
設計料加算	本体外工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)							
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算							
定員20名以下	24							
定員21～30名	18							
定員31～40名	16							
定員41～70名	14							
定員71～100名	11							
定員101～130名	9							
定員131～160名	9							
定員161名以上	8							
土地借料加算	13,900							
地域の余裕スペース活用促進加算	標準				都市部			
	2,000				2,200			

- ※1 平成27年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料補助加算については、新たに土地を貸借して保育所を整備する場合に加算すること。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して保育所を整備する場合において、本体外工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	931	1,024	1,228	1,352
定員21~30名	1,056	1,161	1,393	1,533
定員31~40名	1,408	1,549	1,858	2,044
定員41~70名	1,771	1,949	2,338	2,572
定員71~100名	2,498	2,748	3,298	3,627
定員101~130名	2,998	3,298	3,957	4,353
定員131~160名	3,748	4,123	4,947	5,442
定員161~190名	4,497	4,948	5,937	6,531
定員191~220名	5,247	5,772	6,926	7,619
定員221~250名	5,997	6,597	7,916	8,708
定員251名以上	6,747	7,422	8,906	9,797

※1 平成27年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,658	1,824	2,188	2,407
定員21~30名	2,024	2,226	2,671	2,938
定員31~40名	2,453	2,698	3,238	3,562
定員41~70名	3,407	3,748	4,497	4,947
定員71~100名	5,111	5,622	6,746	7,421
定員101~130名	6,133	6,747	8,096	8,906
定員131~160名	7,667	8,434	10,121	11,133
定員161~190名	8,383	9,221	11,065	12,172
定員191~220名	9,780	10,758	12,910	14,200
定員221~250名	11,177	12,295	14,754	16,229
定員251名以上	12,574	13,832	16,598	18,258

※1 平成27年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-3 [9の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	沖縄県	
	標準	都市部
定員20名以下	69,800	76,800
定員21～30名	73,200	80,500
定員31～40名	85,100	93,600
定員41～70名	97,000	106,700
定員71～100名	126,000	138,600
定員101～130名	151,500	166,700
定員131～160名	175,400	193,000
定員161～190名	199,300	219,200
定員191～220名	221,500	243,500
定員221～250名	245,300	269,800
定員251名以上	272,600	299,800
放課後児童クラブ専用 室の併設加算	10,500	
特殊附帯工事	10,500	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	36	
定員21～30名	28	
定員31～40名	24	
定員41～70名	21	
定員71～100名	17	
定員101～130名	14	
定員131～160名	13	
定員161名以上	13	
土地借料加算	15,900	
地域の余裕スペース 活用促進加算	標準	都市部
	2,300	2,500

※1 平成27年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-3 [9の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	1,396	1,536
定員21～30名	1,584	1,742
定員31～40名	2,112	2,323
定員41～70名	2,657	2,923
定員71～100名	3,747	4,122
定員101～130名	4,497	4,948
定員131～160名	5,622	6,184
定員161～190名	6,746	7,422
定員191～220名	7,871	8,658
定員221～250名	8,996	9,896
定員251名以上	10,120	11,133

※1 平成27年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	2,487	2,736
定員21～30名	3,036	3,339
定員31～40名	3,680	4,048
定員41～70名	5,111	5,622
定員71～100名	7,667	8,433
定員101～130名	9,200	10,120
定員131～160名	11,501	12,651
定員161～190名	12,574	13,832
定員191～220名	14,670	16,137
定員221～250名	16,766	18,442
定員251名以上	18,861	20,748

※1 平成27年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-4 [9の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

## 交付基準額表

## ■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県		北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県		栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県		徳島県・愛媛県・福岡県・大分県	
定員20名以下	51,200	56,300	48,700	53,500	46,100	50,800	43,600	48,000
定員21～30名	53,700	59,000	51,200	56,300	49,900	54,900	47,400	52,100
定員31～40名	62,400	68,600	58,600	64,500	56,100	61,800	53,700	59,000
定員41～70名	71,100	78,300	67,400	74,200	63,700	70,000	61,100	67,300
定員71～100名	92,400	101,600	88,600	97,500	83,600	92,000	79,900	87,900
定員101～130名	111,100	122,200	106,100	116,800	99,900	109,900	96,100	105,700
定員131～160名	128,600	141,500	123,600	136,000	116,100	127,800	111,100	122,200
定員161～190名	146,100	160,700	139,900	153,900	132,400	145,600	124,900	137,300
定員191～220名	162,400	178,600	156,100	171,700	149,900	164,800	139,900	153,900
定員221～250名	179,800	197,900	172,400	189,600	163,600	180,000	153,600	169,000
定員251名以上	199,900	219,800	189,900	208,900	181,100	199,200	172,400	189,600
放課後児童クラブ専用室の併設加算	7,700							
特殊附帯工事	7,700							
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)							
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算							
定員20名以下	27							
定員21～30名	20							
定員31～40名	17							
定員41～70名	15							
定員71～100名	12							
定員101～130名	10							
定員131～160名	10							
定員161名以上	9							
土地借料加算	11,600							
地域の余裕スペース活用促進加算	標準				都市部			
	1,700				1,800			

※1 平成27年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料補助加算については、新たに土地を貸借して保育所を整備する場合に加算すること。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して保育所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-4 [9の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	東京都		神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県		千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県		徳島県・愛媛県・大分県	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	67,500	74,300	64,200	70,600	60,900	67,000	57,600	63,400
定員21～30名	70,800	77,900	67,500	74,300	65,900	72,400	62,600	68,800
定員31～40名	82,400	90,600	77,400	85,200	74,100	81,500	70,800	77,900
定員41～70名	93,900	103,300	89,000	97,900	84,000	92,500	80,700	88,800
定員71～100名	121,900	134,200	117,000	128,700	110,400	121,400	105,500	116,000
定員101～130名	146,600	161,400	140,100	154,100	131,800	145,000	126,900	139,600
定員131～160名	169,700	186,800	163,100	179,500	153,300	168,700	146,600	161,400
定員161～190名	192,900	212,200	184,600	203,100	174,800	192,200	164,800	181,300
定員191～220名	214,300	235,700	206,100	226,700	197,900	217,600	184,600	203,100
定員221～250名	237,400	261,200	227,500	250,300	216,000	237,600	202,800	223,100
定員251名以上	263,800	290,100	250,600	275,700	239,000	263,000	227,500	250,300
放課後児童クラブ専用室の併設加算	10,200							
特殊附帯工事	10,200							
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)							
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算							
定員20名以下	27							
定員21～30名	20							
定員31～40名	17							
定員41～70名	15							
定員71～100名	12							
定員101～130名	10							
定員131～160名	10							
定員161名以上	9							
土地借料加算	15,300							
地域の余裕スペース活用促進加算	標準 2,200				都市部 2,400			

※1 平成27年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料補助加算については、新たに土地を貸借して保育所を整備する場合に加算すること。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して保育所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-4 [9の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,024	1,127	1,351	1,487
定員21～30名	1,161	1,278	1,533	1,687
定員31～40名	1,549	1,704	2,044	2,249
定員41～70名	1,948	2,143	2,572	2,829
定員71～100名	2,748	3,023	3,627	3,990
定員101～130名	3,298	3,628	4,353	4,789
定員131～160名	4,123	4,535	5,442	5,986
定員161～190名	4,947	5,442	6,531	7,184
定員191～220名	5,772	6,349	7,619	8,381
定員221～250名	6,597	7,257	8,708	9,579
定員251名以上	7,421	8,164	9,796	10,776

※1 平成27年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,823	2,006	2,407	2,648
定員21～30名	2,226	2,449	2,939	3,232
定員31～40名	2,698	2,968	3,562	3,918
定員41～70名	3,748	4,123	4,947	5,442
定員71～100名	5,622	6,184	7,421	8,163
定員101～130名	6,747	7,421	8,906	9,796
定員131～160名	8,434	9,277	11,133	12,246
定員161～190名	9,221	10,143	12,171	13,389
定員191～220名	10,758	11,834	14,201	15,620
定員221～250名	12,295	13,524	16,229	17,852
定員251名以上	13,832	15,215	18,258	20,084

※1 平成27年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。



別表2-5 [8の(2)アに基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(1/2相当)]

## 交付基準額表

## ■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	A地域	B地域	C地域	D地域
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
定員20名以下	32,500	31,000	29,300	27,700
定員21～30名	34,100	32,500	31,700	30,100
定員31～40名	39,700	37,300	35,700	34,100
定員41～70名	45,300	42,900	40,500	38,900
定員71～100名	58,700	56,400	53,200	50,800
定員101～130名	70,700	67,500	63,500	61,100
定員131～160名	81,800	78,700	73,900	70,700
定員161～190名	93,000	89,000	84,200	79,400
定員191～220名	103,300	99,300	95,400	89,000
定員221～250名	114,400	109,700	104,100	97,700
定員251名以上	127,100	120,800	115,200	109,700

※1 幼稚園型認定こども園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

## ■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	A地域	B地域	C地域	D地域
	東京都	神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県	千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県	徳島県・愛媛県・大分県
定員20名以下	42,900	40,900	38,700	36,600
定員21～30名	45,000	42,900	41,900	39,800
定員31～40名	52,400	49,200	47,100	45,000
定員41～70名	59,700	56,600	53,500	51,300
定員71～100名	77,500	74,400	70,200	67,000
定員101～130名	93,300	89,100	83,800	80,700
定員131～160名	108,000	103,800	97,500	93,300
定員161～190名	122,700	117,400	111,200	104,800
定員191～220名	136,300	131,100	125,800	117,400
定員221～250名	151,000	144,800	137,400	129,000
定員251名以上	167,800	159,400	152,100	144,800

※1 幼稚園型認定こども園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-5 [8の(2)アに基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(1/2相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	651	860
定員21～30名	739	975
定員31～40名	985	1,300
定員41～70名	1,240	1,636
定員71～100名	1,748	2,308
定員101～130名	2,098	2,770
定員131～160名	2,623	3,463
定員161～190名	3,148	4,156
定員191～220名	3,673	4,849
定員221～250名	4,198	5,541
定員251名以上	4,723	6,233

※1 平成27年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,160	1,532
定員21～30名	1,417	1,870
定員31～40名	1,717	2,266
定員41～70名	2,385	3,148
定員71～100名	3,578	4,723
定員101～130名	4,293	5,667
定員131～160名	5,366	7,084
定員161～190名	5,867	7,745
定員191～220名	6,846	9,036
定員221～250名	7,824	10,327
定員251名以上	8,802	11,618

※1 平成27年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## 別表2-6 [9の①に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(3/4相当)]

## 交付基準額表

## ■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	沖縄県	
定員20名以下	48,800	
定員21～30名	51,200	
定員31～40名	59,500	
定員41～70名	67,900	
定員71～100名	88,100	
定員101～130名	106,000	
定員131～160名	122,800	
定員161～190名	139,500	
定員191～220名	155,000	
定員221～250名	171,700	
定員251名以上	190,700	

※1 幼稚園型認定こども園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	沖縄県	
定員20名以下	977	
定員21～30名	1,109	
定員31～40名	1,478	
定員41～70名	1,860	
定員71～100名	2,623	
定員101～130名	3,148	
定員131～160名	3,935	
定員161～190名	4,723	
定員191～220名	5,510	
定員221～250名	6,297	
定員251名以上	7,084	

※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※2 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	沖縄県	
定員20名以下	1,741	
定員21～30名	2,125	
定員31～40名	2,575	
定員41～70名	3,577	
定員71～100名	5,367	
定員101～130名	6,440	
定員131～160名	8,050	
定員161～190名	8,801	
定員191～220名	10,269	
定員221～250名	11,736	
定員251名以上	13,203	

※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※2 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-7 [9の②③に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

## 交付基準額表

## ■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	A地域	B地域	C地域	D地域
	青森県・岩手県・福島県・ 東京都・富山県・山梨県・ 長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・ 山形県・茨城県・神奈川県・ 新潟県・石川県・岐阜県・ 静岡県・三重県・京都府・ 大阪府・奈良県・鳥取県・ 広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・福井県・愛知県・ 滋賀県・兵庫県・和歌山県・ 島根県・岡山県・山口県・ 香川県・高知県・佐賀県・ 長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・ 大分県
定員20名以下	35,800	34,100	32,300	30,500
定員21～30名	37,500	35,800	34,900	33,100
定員31～40名	43,600	41,000	39,300	37,500
定員41～70名	49,800	47,200	44,600	42,800
定員71～100名	64,600	62,000	58,500	55,900
定員101～130名	77,700	74,300	69,900	67,300
定員131～160名	90,000	86,500	81,300	77,700
定員161～190名	102,300	97,900	92,600	87,400
定員191～220名	113,600	109,300	104,900	97,900
定員221～250名	125,900	120,600	114,500	107,500
定員251名以上	139,900	132,900	126,700	120,600

※1 幼稚園型認定こども園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

## ■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	A地域	B地域	C地域	D地域
	東京都	神奈川県・静岡県・三重県・ 鹿児島県	千葉県・愛知県・兵庫県・ 和歌山県・高知県・宮崎県	徳島県・愛媛県・大分県
定員20名以下	47,200	45,000	42,600	40,300
定員21～30名	49,500	47,200	46,100	43,800
定員31～40名	57,600	54,100	51,900	49,500
定員41～70名	65,700	62,200	58,800	56,500
定員71～100名	85,300	81,900	77,200	73,800
定員101～130名	102,600	98,000	92,200	88,800
定員131～160名	118,800	114,200	107,300	102,600
定員161～190名	135,000	129,200	122,300	115,300
定員191～220名	150,000	144,200	138,400	129,200
定員221～250名	166,100	159,200	151,100	141,900
定員251名以上	184,600	175,400	167,300	159,200

※1 幼稚園型認定こども園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-7 [9の②③に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	716	946
定員21～30名	813	1,073
定員31～40名	1,084	1,431
定員41～70名	1,364	1,800
定員71～100名	1,923	2,539
定員101～130名	2,308	3,047
定員131～160名	2,885	3,809
定員161～190名	3,463	4,571
定員191～220名	4,040	5,333
定員221～250名	4,618	6,095
定員251名以上	5,195	6,857

※1 平成27年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,277	1,685
定員21～30名	1,558	2,057
定員31～40名	1,888	2,492
定員41～70名	2,623	3,463
定員71～100名	3,935	5,195
定員101～130名	4,723	6,233
定員131～160名	5,903	7,792
定員161～190名	6,454	8,519
定員191～220名	7,530	9,940
定員221～250名	8,606	11,360
定員251名以上	9,682	12,780

※1 平成27年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別紙1  
(様式1-1)

第 年 月 日 号

地方厚生(支)局長 殿

指定都市の長  
中核市の長  
市区町村の長 印

平成27年度保育所等整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| 1 申請額     | 金 _____ 円         |
| 2 整備計画概要  | 別紙のとおり(別紙1 様式1-2) |
| 3 申請額算出内訳 | 別紙のとおり(別紙1 様式1-3) |

(添付書類)

- ・指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出予算書(見込書)抄本

(注) 前年度からの繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙1

(様式1-2)

## 平成27年度保育所等整備計画書

市区町村名： 　 県 　 市

### 1. 整備計画の概要

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の支出予定額	交付金申請額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合計								

### 2. 保育提供区域ごとの保育所等の整備に関する目標

保育提供区域		整備目標		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	目標値(人)			
	拡大量(人)			
	目標値(人)			
	拡大量(人)			
	目標値(人)			
	拡大量(人)			
	目標値(人)			
	拡大量(人)			
	目標値(人)			
	拡大量(人)			

### 3. 管内における保育所等の定員・現員・待機児童数

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
定員				
現員				
待機児童数				

## 様式1-2 記入要領

市町村名の欄には、都道府県名も合わせて記入すること。

### 1. 整備計画の概要

整備予定の保育所等について「施設名」・「施設種別」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「施設種別」：保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の別を記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・大規模修繕等・民老

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「平成27年度●●%～平成28年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無について、○を付すこと。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

### 2. 保育提供区域ごとの保育所等の整備に関する目標

※「保育提供区域」：地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育所の整備状況等を総合的に勘案して市町村が定める区域。

※「目標値」：保育提供区域ごとに、潜在需要を含む保育需要に対応するために必要な保育所等・保育所機能部分の整備目標。

※「拡大量」：目標値の達成より拡大が見込まれる保育所等・保育所機能部分の定員増数。

※必要に応じ、資料を添付すること。

### 3. 管内における保育所等の定員・現員・待機児童数

各年度の4月1日現在の人数を記入すること。



平成27年度保育所等整備交付金申請額内訳

市区町村名: \_\_\_\_\_ 市

区分	施設名	総事業費 A 円B	寄付金その他の 収入額等 円C (=A-B)	差引額 円D ( $\leq A$ )	列女経費の 支出予定額 円E	速定額 円F	交付基礎額の算定				交付金所要額 円L	
							交付基礎額 (交付基礎額×0.08) 円G (=F×8%)	豪雪地域加算 円H	交付基礎額 (交付基礎額×0.08) 円I	算定額合計 円J (=F+G+H+I)		
8の(1)アに基づく 保育所等 施設整備事業 [定額2/3相当]												
	小計 ①											
8の(1)イに基づく 保育所等 施設整備事業 [定額1/2相当]												
	小計 ②											
9の①に基づく 保育所等 施設整備事業 [定額3/4相当]												
	小計 ③											
9の②③に基づく 保育所等 施設整備事業 [定額5.5/10相当]												
	小計 ④											
8の(2)アに基づく 保育所機能部分 施設整備事業 [定額1/2相当]												
	小計 ⑤											
9の①に基づく 保育所機能部分 施設整備事業 [定額3/4相当]												
	小計 ⑥											
9の②③に基づく 保育所機能部分 施設整備事業 [定額5.5/10相当]												
	小計 ⑦											
合計(小計①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)												

- (1)工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
- (2)E欄には、C欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に2/3(又は1/2、3/4、5.5/10)を乗じた額を記入すること。(小数点以下切り捨て)
- (3)E欄、J欄及びK欄の小計及び合計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
- (4)C欄には、設計料加算、閉遊再開加算及び土地借料加算を除いた交付基礎額に対して、0.08を乗じて得た額を記入すること。(千円未満切り捨て)
- (5)I欄は、E欄の小計とH欄の小計額を比較して少ないほうの額を記入すること。(千円未満切り捨て)
- (6)K欄については、市町村が保育所等に対して補助した額を計上すること。
- (7)L欄は、J欄の合計額とK欄の合計額を比較して少ないほうの額を記入すること。(千円未満切り捨て)

別紙2  
(様式1-1)

第 年 月 日 号

地方厚生(支)局長 殿

指定都市の長  
中核市の長 印  
市区町村の長

平成27年度保育所等整備交付金の事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成27年度保育所等整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 整備計画実績の概要 別紙のとおり(別紙2 様式1-2)
- 3 精算額算出内訳 別紙のとおり(別紙2 様式1-3)
- 4 事業実績報告書 別紙のとおり(別紙2 様式1-4)
- 5 市町村及び設置主体の歳入歳出決算書(見込書)抄本

(添付書類)

- ・指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出予算書(見込書)抄本

(注) 前年度からの繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙2  
(様式1-2)

平成27年度保育所等整備計画実績の概要

市区町村名： 県 市

1. 整備計画実績の概要

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の実支出額	交付金申請額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合計								

(注) 抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)を添付すること。

2. 保育提供区域ごとの保育所等の整備に関する目標

保育提供区域		整備目標		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	目標値(人)			
	拡大量(人)			
	目標値(人)			
	拡大量(人)			
	目標値(人)			
	拡大量(人)			
	目標値(人)			
	拡大量(人)			
	目標値(人)			
	拡大量(人)			

3. 整備計画と実績との比較及び進捗状況

--

平成27年度保育所等整備交付金申請額内訳

地区町村名: \_\_\_\_\_ 県 \_\_\_\_\_ 市 \_\_\_\_\_

区分	施設名	総事業費 A	交付金その他の 収入額等 B	差引額 C(A-B)	対象経費の 実支出額 D(≤A)	選定額 E	交付基礎額の算定			交付金所要額 M	交付金 受入済額 N	差引 過△不足額 N-L
							交付基礎額 F(交付金に 上乗せする額) G(交付金に 上乗せする額) H(交付金に 上乗せする額)	交付基礎額 I(交付金に 上乗せする額) J(交付金に 上乗せする額) K(交付金に 上乗せする額)	算定額合計 L(F+G+H+I+J+K)			
8の(1)Aに基づく 保育所等 施設整備事業 【定額2/3相当】												
	小計	①										
8の(1)Bに基づく 保育所等 施設整備事業 【定額1/2相当】												
	小計	②										
9の①に基づく 保育所等 施設整備事業 【定額3/4相当】												
	小計	③										
9の②に基づく 保育所等 施設整備事業 【定額5.5/10相当】												
	小計	④										
8の(2)Aに基づく 保育所施設部分 施設整備事業 【定額1/2相当】												
	小計	⑤										
9の①に基づく 保育所施設部分 施設整備事業 【定額3/4相当】												
	小計	⑥										
9の②に基づく 保育所施設部分 施設整備事業 【定額5.5/10相当】												
	小計	⑦										
合計(小計①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)												

(1)工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
(2)E欄には、C欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に2/3(又は1/2、3/4、5.5/10)を乗じた額を記入すること。(小数点以下切り捨て)  
(3)E欄、I欄、J欄及びK欄の小計及び合計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
(4)G欄には、設計料加算、開設準備加算及び土地借料加算を除いた交付基礎額に対して、0.08を乗じて得た額を記入すること。(千円未満切り捨て)  
(5)J欄は、E欄の小計額とI欄の小計額を比較して少ないほうの額を記入すること。  
(6)K欄については、市町村が保育所等に対して補助した額を記入すること。  
(7)L欄は、J欄の合計額とK欄の合計額を比較して少ないほうの額を記入すること。(千円未満切り捨て)

別紙2

(様式1-4)

## 事業実績報告書

### 1. 実施施設の概要

- (1) 市町村名
- (2) 施設の名称及び所在地
- (3) 施設種別 (保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の別)
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 利用定員

現在定員 (人)	増加定員 (人)	合計 (人)

### 2. 施設整備に係る事業内容

#### (1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業 (解体撤去工事費、仮設施設工事費を除く。)

(ア) 敷地面積

(イ) 敷地の所有関係 (自己所有、借地、買収 (予定) 地の別)

(ウ) 施設整備の区分

(創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備の別)

(エ) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(オ) 建物の構造 ( \_\_\_\_\_ 造)

イ 解体撤去工事 (既存施設に係るもの)

(ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造 ( \_\_\_\_\_ 造)

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分 (昭和・平成 年度：国庫・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分 (取り壊し) 年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造 ( \_\_\_\_\_ 造)

(2) 支出済事業費総額

ア	主体工事費	_____	円
イ	工事事務費	_____	円
ウ	小計(本体工事費)	_____	円
エ	特殊附帯工事費	_____	円
オ	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費		
	(解体撤去工事費)	_____	円
	(仮設施設整備工事費)	_____	円
カ	その他の工事費	_____	円
キ	合 計	_____	円

(注) 工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施行期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 竣工後の事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
  - (ア) 着工年月日
  - (イ) 完了年月日
- カ 仮設施設工事関係
  - (ア) 工事期間
  - (イ) 仮設施設の使用期間

(4) その他参考事項

(添付書類)

- ア 請負の場合は、工事請負契約書の写し  
直営の場合は、支払領収書の写し  
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し(仮設施設整備のみ)
- イ 工事完了を確認するに足りる検査済証の写し  
(建築基準法第7条第5項又は第18条第16項の規定による検査済証)
- ウ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- エ 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図
- オ 建物内外主要部分の写真
- カ 工事契約金額報告書(別紙1-5)
- キ その他必要な書類

別紙2  
(様式1-5)

番 号  
年 月 日

指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
市区町村長

〇〇法人〇〇会  
理事長 〇〇 〇〇

施工業者  
株式会社△△建設  
代表取締役 △△ △△

### 工事契約金額報告書

発注者（委託者）〇〇法人〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△建設は、◇◇◇保育所  
建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、  
交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金額
当初〇〇工事請負契約	平成 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
設計監理委託契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円

平成27年度保育所等整備交付金調書

平成27年度 厚生労働省所管

(市町村名) 〇〇県 〇〇市

国	地 方 公 共 団 体						備考				
	歳出予算科目	入		歳		出					
		交付決定の額 円	予算現額 円	収入済額 円	科目 円	予算現額 円		うち交付金 相当額 円	翌年度 繰越額 円	うち交付金 相当額 円	
(項)											
(目)											

(作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。







別紙6

第 年 月 日  
号

地方厚生（支）局長 殿

指定都市の長  
中核市の長  
市区町村の長 印

平成27年度保育所等整備交付金の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。



第 年 月 日 号

地方厚生（支）局長 殿

指定都市の長  
中核市の長 印  
市区町村の長

平成 27 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 27 年度保育所等整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

1 整備計画内における施設の種類及び名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）  
第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告書による精算額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除  
税額（要交付金等返還相当額）

金 \_\_\_\_\_ 円

4 添付書類

3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等